

## 監査公表第 12 号

### 監査結果に基づく措置について

令和 5 年 5 月 23 日付監査報告第 2 号の監査結果報告に基づき、大牟田市長から措置を講じた旨の通知を受けたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、その結果を公表します。

令和 8 年 3 月 10 日

大牟田市監査委員 岡 田 和 彦  
同 古 庄 和 秀

ス 第 550 号  
令和 8 年 2 月 3 日

大牟田市監査委員 岡田 和彦 殿  
同 古庄 和秀 殿

大牟田市長 関 好 孝  
(市民協働部)

### 定期監査の結果に基づく措置について

令和 5 年 5 月 23 日付監査報告第 2 号で報告がありました個別指摘事項について次のとおり措置しましたので報告いたします。

#### 【個別指摘事項】

一般会計

(市民協働部)

#### 1 体育施設管理費 (スポーツ推進室)

体育施設指定管理及び延命プール指定管理業務において、以下のような事例が見受けられた。

〈体育施設〉

- ・月例報告書において、非常用予備発電設備点検の結果、消防用非常用発電機の不具合が点検業者から報告されているが、修繕等の対応についての報告がなく、所管課から対応についての確認もなされていない。

〈延命プール〉

- ・基本協定第7条に「各年度の開場日前に、管理業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。」とされているが、研修が行われていない。
- ・仕様書4(2)で人員配置の基準が示されているが、事業計画書に添付されている「職員名簿」は白紙で、開場日前までに必要な人員 (プール衛生管理者、防火管理者等) の確保ができていたかの確認ができなかった。
- ・仕様書4(5)で「延命プール施設管理基準」が示され、水質検査結果、施設点検結果は全て記録し、大牟田市に報告することとされているが、報告されていない。
- ・仕様書15に定められている、協定締結後に提出すべき「安全管理マニュアル」が提出されていない。

〈共通〉

- ・仕様書には「自己評価の実施」が定められており、「利用者満足度等について、アンケート等で意見を把握し、その結果と対応策及び施設運営に関して自己評価を行い、月例

報告書とあわせて報告すること」とされているが、4月から12月までのアンケート回収は体育施設0件、延命プール6件で、アンケート回収ができた月でも自己評価は実施されていなかった。

両施設ともに基本協定書、仕様書等に沿った適正な管理が実施されておらず、また、所管課は月例報告でその事実が確認できたにもかかわらず、適切な助言・指導を怠っていた。

所管課においては、基本協定書等に定めた管理業務が適正かつ確実に実施されているかについて、報告書や現地確認等により定期的に確認するとともに、適切な助言・指導を確実に行われたい。

## 【措置の状況】

### 一般会計

#### 1 体育施設管理費（市民協働部 スポーツ推進室）

体育施設、延命プールとも、指定管理者から提出された月例報告書等の確認が不十分で適切な指導・助言ができていなかったため、基本協定書や仕様書等に沿った適正な管理が実施されていませんでした。

そのため当室においては、指定管理者に対して適切な指導・助言を確実に行うよう、月例報告書の内容確認の徹底を図り、基本協定書や仕様書等に沿った適正かつ確実な管理業務の実施について、指導・助言を行いました。

個別指摘事項につきましては、現在は改善が図られています。

今後も月例報告書や毎月の定例会での管理状況の確認を十分に行い、体育施設等の適正な管理に努めてまいります。